

令和4年第2回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和4年6月7日（火曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（1名）

11番 神谷長平 議員

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
橋本恵子	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○松村 潤議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時01分 開議]

◎一般質問

○松村 潤議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 小久保 隆 光 議 員

○松村 潤議長 3番、小久保隆光議員。

[3番 小久保隆光議員登壇]

○3番 小久保隆光議員 おはようございます。議席番号3番、小久保隆光です。通告に従いまして一般質問をします。よろしくお願いいたします。

一般質問の内容につきましては、コロナ禍で自粛されておりました行事の再開についてでございます。新型コロナウイルス感染症も少しずつ減少傾向が見られます。東京都でも感染者は2,415人、群馬県では202人、さらにもっと減っていくというふうに思います。6月6日には東京都1,725人、群馬県では110人になっておりますが、そういうふうなことで発表がされております。また後ほど聞きたいと思います。

町では町長をはじめ、医師や看護師、それに携わった多くの方々の努力で感染者が一桁でございます。本当に喜ばしいことです。感謝を申し上げます。しかしながら、コロナ禍における町の影響や自粛自粛でたくさんの行事を縮小したり、あるいは中止になったりしたことがございます。コロナウイルス感染症が収まりましたら、ぜひ再開してほしいなというふうに思いまして、一般質問をしたいと思います。

まず初めに、夏祭りや花火大会の再開についてでございます。コロナ禍で町民が楽しんでいた夏祭り、また花火大会が縮小、あるいは中止になっておりますけれども、本年度は夏祭りや花火大会が実施されるかということをお伺いしたいと思います。よろしくご回答をお願いします。

○松村 潤議長 小島商工振興課長。

[小島 拓商工振興課長登壇]

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

今年度のおうら祭りににつきましては、舞台発表、山車、みこし、パレード等のイベントを中止し、無観客での花火の打ち上げのみ実施、開催とします。

以上でございます。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 中止ということではなく無観客というふうなことで今回は花火大会を行うというふうなことで聞いておりますけれども、大変うれしいことです。花火大会をすることによって町がさらに活性化していくのではないかとというふうに私は喜んでおります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、町民体育祭、また野球大会の再開についてでございます。町民体育祭は、町民の皆さんが楽しみにしております。そういう体育祭でございます。何しろ選手の皆さんが脚光を浴びます。脚光を浴びて、満足した気持ちをそこで表すというふうなことでうれしいと思ひます。それが将来の人生につながるのではないかとということで、やはり野球大会も同様、本年度は縮小でもいいし、実施されればというふうなことを思ひまして、お伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○松村 潤議長 田中生涯学習課長。

〔田中敏明生涯学習課長登壇〕

○田中敏明生涯学習課長 お答えいたします。

初めに、町内対抗野球大会、いわゆる盆野球ですが、こちらは町体育協会の事業でございます。昨年度及び一昨年度はコロナ禍により中止となりました。今年度の大会につきましては、現在体育協会で実施の是非について検討中です。今月の半ばには実施するかどうか正式に決定する予定でございます。

次に、町民体育祭でございますが、こちらは町と教育委員会、町体育協会の事業でございます。町内対抗野球と同様、昨年度及び一昨年度はコロナ禍により中止となりました。今年度の体育祭につきましては、町のスポーツ関係者で構成する町スポーツ推進審議会のご意見を参考に、7月か8月に体育祭の運営に関わる皆さんにお集まりいただき、実施するかどうか正式に決定する予定でございます。

なお、競技団体等が主催する各種スポーツ大会につきましては、主催者が競技種目ごとに上部団体が定める感染防止対策を徹底して実施しておりますが、町内対抗の競技大会につきましては、行政区と体育協会の地区役員の皆様のご協力がないと実施できない状況ですので、体育協会の理事、支部長の皆様のご意見を伺いながら実施の是非について検討しております。

以上でございます。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 今町民体育祭や、あるいは野球大会についてお話がありましたけれども、今年度については月半ばに会議をしまして、7月かあるいは8月にかけて決まるのだというふうに思っております。体育祭関係におきましては、やはり皆さんと話し合いをして、縮小でも結構ですから、ぜひ町民体育祭、または野球大会、そういうふうなものをやってほしいなと思ひます。先ほど

お話をしましたように、選手たちはそれに向けて頑張っているところでございますので、そういうふうな脚光をぜひ邑楽町でも浴びせてほしいなというふうに思っております。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、町の健康診断、健診はどこまで実施するかというふうなことで、一般の健診、胸部のレントゲン、あるいは結核、肺がん検診、そのほかの検診があるかどうか、それにちなんで昨年度の一般検診率、何%あるか、これは支障がある場合は結構でございますので、お答えください。よろしく申し上げます。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 町では19歳から39歳を対象とした生活習慣病健診、40歳以上の国民健康保険加入者対象の特定健診や後期高齢者医療保険加入者対象の後期高齢者健診を実施しております。これらのうち特定健診や後期高齢者健診が議員のおっしゃる一般健診に該当する健診かと思われます。また、がん検診について基本40歳以上を対象に結核、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診などを特定健診などと合わせて集合けんしんとして実施、現在しているところでございます。女性特有のがん検診として、子宮頸がん検診や乳がん検診を実施していきます。そのほか骨粗鬆症検診や歯周病検診も実施する予定でございます。これらのけんしんは前年度同様自粛や延期をすることなく実施をする予定でございます。受診率につきましては、令和3年度の概数となりますが、40歳以上の国民健康保険対象者の特定健診の受診率が51%、後期高齢者医療保険該当者の後期高齢者健診は43%となっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ただいまお話を受けましたけれども、昨年度の一般健診51%というふうな高い率を得たということで喜ばしいことでございます。これからも健診については高齢者、あるいは一般の方々、検診を受けていきたいというふうに方向つけていきたいというふうに考えております。

また、高齢者につきましては先ほどお話ありましたけれども、43%というふうなことでもございました。また、がん検診、やはりがんになってからでは遅いので、前もってがん検診をしていただいて、少しでも早くがんが治るようにしていきたいというふうに思っております。その点よろしく願いしたいと思います。

続きまして、消防署の出初め式でございます。消防署の出初め式について、今年度はあるのかどうか。時期的に寒いので、消防の出初め式、本年度はあるのかどうか、また実施する場合の規模についてもお答えしていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○松村 潤議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えをいたします。

館林地区消防組合の消防隊出初め式ということでございますけれども、令和5年1月7日土曜日、館林城ゆめひろばで予定をされております。新型コロナウイルス感染症の状況によって今後内容等が変更になることも考えられるというようなことでございます。

なお、昨年度につきましては、出初め式の規模を縮小した形で令和4年1月8日土曜日に実施をされております。

以上です。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 消防署の出初め式でお聞きいたしました。令和5年1月に広場で行われるというふうなことなのですけれども、令和4年1月8日ですか、土曜日、私も館林市のほうへ出初め式に行ってみましたが、皆さん張り切って頑張っておりました。火が燃えているところに水をかけて、気合もろともに消したような様子が見られました。本当に喜ばしいというふうに思っております。縮小でも構いませんので、ぜひそういうふうな消防署の方たちが元気にたくましく活動するというようなところを邑楽町の皆さんに見せていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、第4回目のワクチン接種についてでございますが、ワクチン接種ガイドについてですが、5月24日に自宅に届き、安心しました。高齢者の皆さんが安心して喜んでおります。感謝しております。先ほどお話をしましたように、高齢者の方々も安心してさらに接種ができるのではないかとこのように思います。これからも発送が、記録を見ますと、大変な計画を立てて市民の皆さんに発送しております。こういう記録ですね。これまで作るには大変だと思います。これを一生懸命ガイドを作ってください、5月24日に自宅に届けて、本当にありがとうございます。こういうものを感染の関係のものがワクチンガイドとして自宅のほうに発送できるかどうかというふうなことをまたお伺いしたいと思います。可能かどうかそれをお聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えします。

発送については可能でございます。今後も必要に応じて全戸配布や回覧、ホームページなどの掲載も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ただいま課長からのお話、発送できるというふうなことでお話がありました。本当にありがとうございます。体に気をつけて、たくさんの方の後遺症がありますので、気をつ

けて発送していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、町でコロナ感染にかかった人は現在何人いるかというふうなことなのですが、支障があると思いますので、県単位で結構でございますので、ご回答をよろしくお願いいたしますと思います。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 感染者につきましては、県のほうで対応しているような状況でございますが、町では管理しておりませんので、邑楽町の累計感染者数は把握できません。参考情報となりますが、先ほど議員のほうから県というお話が出ましたので、県の情報に基づいてお話をさせていただきたいと思います。県全体の感染者数は累計で9万5,202人となっている状況でございます。日々の県内感染者情報等の県公表において、居住地保健所管内や市町村名で公表を現在もしているところがございます。その中で居住地を館林保健所管内と公表した累計件数が6月6日現在7,154人、居住地を邑楽町と公表した累計件数が累計で311人と新聞等に掲載されている情報があります。

以上でございます。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ただいま課長から県の参考、9万5,202人というふうなことと、それから6月6日現在、7,154人、町では311人、詳しいことまでありがとうございます。支障があるのではないかと私のほうもびくびくしておりましたけれども、ありがとうございます。

さらに、今度はちょっと重いのですけれども、重症者、亡くなった人はいるのかどうか。これも支障があると思いますので、県単位で分かる範囲内で結構です。よろしくお願いします。分かる範囲内で結構です。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 重症者や亡くなられた方の町民の方でという情報は先ほどと同じように把握できない状況ではございます。こちらも参考情報となりますが、県内全体の検査陽性者の状況の情報では、現在6月6日時点で入院中の方が60人、そのうち重症者はいらっしやらないような模様でございます。そして、亡くなられた方は321人と、群馬県新型コロナウイルス感染対策サイト等に掲載されている情報でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ありがとうございます。参考情報いただきまして、6月6日現在、入院なされた人が60人、それからこれまでは大変かなと思ったのですけれども、死亡者、それが321人というふうなことで、コロナ感染で亡くなられた方がいるので、本当に悲しいことでございます。こ

れからも皆さん気をつけていきたいなというふうに考えます。

さらに感染した人、どこで治療しているか、分かる範囲内で結構でございますので、感染なされた人、自宅なのか、療養所なのか、分かる範囲内で結構でございますので、よろしくをお願いします。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えします。

感染された方は先ほど議員のおっしゃるとおり、自宅療養、ホテルなどの宿泊療養、あと病院への入院となっております。こちらは参考でございますが、県の情報で先ほどは県内の発生、感染者数が9万5,202人というところで入院が60人で、宿泊施設療養中が6月5日時点で県全体で181人、自宅療養が1,010人、情報的にはあと退院、退所等、今までの累計で9万3,279人、あと入院調整中というのがあるようで351人、死亡者については先ほどお話ししました321人という情報がございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ありがとうございます。大分詳しく調べていただきましてありがとうございます。宿泊が6月6日は181人、自宅は1,010人というふうなことでお話がございました。やはり感染した人は、治療に対しても自宅療養などについては家族が大変感染を治すために努力をしているのではないかというふうに思っております。そういうふうなことでなるだけ感染しないようにマスクとか、あるいは手洗いとか、そういうことをして、外に出たときにはあまり大きな声で話さない、感染の環境、防止策、自分でも立てて、そういう感染しないように心がければありがたいなというふうに思っております。

続きまして、教育活動の現状についてお話を聞きたいと思えます。授業時数というふうなものを確保されているかどうかでございますけれども、特に心の教育を育てる道徳教育の確保、これが非常に大事だと思います。主要教科で国算社理というふうなことを、家族では国語がよくできたとか、みんな褒めておりますけれども、それに夢中にならないように道徳教育、心の教育、これが大事ではないかというふうに思っております。大人になってもこれが大事ですので、人を思いやる心、そういうふうな心をぜひ育ててほしいなと思えます。小さいときから育てないと大きくなってからでは困る、そういうふうなことでございます。コロナ禍でありますので、今回は道徳教育も大切なのですけれども、それが何%というのはちょっと難しいと思えますので、今回は新1年生の学習の様子現状みたいのを、かわいい子ですけども、お話ししていただければありがたいと思えます。よろしくをお願いします。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えします。

令和3年度におきまして確認しましたところ、小中学校の各学習指導要領で定める国語、算数、図工、体育、また特別活動などの授業時数は全ての教科で確保されておりました。新1年生につきましても、道徳を含めまして年間計画どおり取組が進んでおります。

以上です。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ありがとうございます。令和3年度小中学校の児童生徒の皆さん、全ての教科が確保されたというふうなことで大変喜ばしいことです。コロナ禍ではやはりいろんなことが問題になりまして、途中で授業時数が足りない、そういうふうなことになってしまう場合がございます。さらに年間計画、そういう関係の教科も全て実施されたというふうなことで喜ばしいことです。学校によってはもう子どもたちで分からない子もいますので、算数などについては教科担任と、それからほかの指導者が集まって一生懸命教えて、どうしても道徳教育が少なくなってしまうというふうなおそれがございますので、そんなことのないように、中野小学校とか、ここの邑楽町の小中学校の人は、全教科が確保されているということで大変喜ばしいことです。これからもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、交通安全指導教室の現状についてでございますが、新1年生の交通安全教室は縮小だと思ひますけれども、実施されているのか、交通ルールを守って事故のない大人になって人生を歩んでいただければというふうなことで、現状をまたお聞きしたいなというふうに思ひます。ひとつよろしくお願ひします。

○松村 潤議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えをいたします。

本年度につきましても各小学校4校におきまして小学1年生を対象といたしました交通教室を実施しております。こちら4月、5月にかけて実施してきております。延べの対象人数は190名ということでございます。この交通教室、信号の見方の指導等を行っているというような状況でございます。

また、主にですけれども、小学校3年生を対象とした自転車教室というのも実施をさせていただいております。こちら5月実施ということになっております。こちら延べ対象人数については234名ということになっております。主な内容ですけれども、ヘルメットの正しいかぶり方等の指導をさせていただいております。

以上です。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ありがとうございます。細々とした実施計画をお話をさせていただきまして

ありがとうございます。各小学校の4校、1年生、4月から5月にかけて実施されているということで大変喜ばしいことです。新1年生はそういう交通ルール、そういうふうなものをしっかり学んで、例えば横断歩道を渡るときも手をきちんと挙げて渡る、右左を確認してから渡る、そういうふうな約束を守ることによって事故のない人生が過ごせるのではないかというふうなことで、新1年生は特に大事です。さらに小学校3年生、これは5月に実施されているというふうなことでございますが、やはりヘルメットをちゃんとかぶって、転んだときもヘルメットがあれば頭のほうはそんなに障害を受けないというふうに思いますけれども、転んだ場合には頭のことですので、病院に行くなりしないといけません。そういうふうなことでヘルメットをかぶるというふうなことは大変喜ばしいことです。邑楽町の子どもたちが交通ルールを守って、そして一人でも事故に遭わないようにしていただければありがたいなというふうに思っております。事故でも起こりますと、悲しいことでございますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、学校給食の様子についてでございます。好き嫌いなくおいしく食べているかというふうなことでございますが、残す子がいるのか、残滓の量はどうかというふうなことで、分かる範囲内で結構ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えします。

コロナ禍の学校給食は感染予防のため黙食となっております。学校によっては音楽を流したり、生徒が主体となって放送を流したりと楽しく食事ができる工夫をしています。好き嫌いのある児童生徒もおりますが、全体的にはよく食べてくれています。学校では栄養素などの食育を通し、バランスよく食べることの大切さを学習します。メニューも工夫しながら進みますと、1学期より3学期に向かうほど残滓が減る傾向にあります。

以上です。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ありがとうございます。丁寧に学校給食の様子をお話をさせていただきました。今コロナ禍でございますので、どうしても黙食、昔は話をしながらグループになって楽しんで給食は食べておりましたけれども、やはり残念ながらコロナ禍でございますので、黙食というふうなことで黙々食べております。というふうなことで、お話を聞きました。また、音楽、BGMというふうなことをかけて食している、また放送も快く聞きながら子どもたちは食べているのではないかというふうに思っております。好き嫌いなく食べているというふうなことでとても安心いたしました。昔は好き嫌いどころか牛乳関係でも本当に粉ミルクで飲んでおりましたけれども、今はバランスよくメニューを作っていただけますので、栄養士なんかでもよく考えて食べさせているのではないか。子どもにとっては小さいときから栄養を取れば、大人になっても元気でたくましい大人にな

るというふうに思っております。筋肉もつきますから、元気になると思います。そういうふうなバランスをよく取って食べるということは大変よろしいことと思います。

残滓のほうを聞きましたら、よく皆さんが食べているということでよかったなというふうに思います。学校によっては残滓が半分、3分の1ぐらい残ってしまうところがあるのです。それから、そのクラスごとによって違いますけれども、残滓が残るクラスと、残滓全然残らないクラスと比べありますけれども、工夫をしてなるべく残滓を残さないようにおいしく食べていただければありがたいと思います。家庭でも皆さんお仕事しておりますので、そういうふうなことで学校の給食を食べて、栄養をつけてほしいなというふうに願いがございます。そういうふうなことで、邑楽町の学校のお子さんたちは皆さんよく食べてくれるというふうなことで大変喜ばしいこととさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、第7波を想定しながら感染症の収束に向けて、やはりコロナがいつまでもいつまでも頑張っていることでは大変困りますので、第7波を想定して感染症の収束に向けてその対策について町長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインによりますと、5月28日から6月10日までの14日間にわたって警戒度のレベルが2から1に変わったということでありまして。しかし、このコロナ感染者数は減少しているものの収まる気配はないというふうに認識をしております。収束に向けての対策ということではありますが、まずは一人一人の基本的感染対策を継続をしていく、今までと同じような形で続けていくということが大切であるというふうに思っております。そこで、具体的なことを申し上げますと、1つには感染を防ぐために小まめにうがいと手洗い、手指の消毒等、マスクの着用ということも必要でありますので、そういったことを守っていく、それから2つ目にはバランスの取れた食事、それから十分な睡眠ということで免疫力を向上させると。3つ目にはいわゆる3密と言われます密閉、密集、それから密接という、そういった条件のそろったところは極力避けるようなことが必要ではないかと思っております。最近ではそういった状況も緩和しつつありますけれども、やはり感染症の収束ということで考えていきますと、そういった状況を自ら守り、そして他の方への感染を防止することが大切ではないかと思っております。したがって、今まで以上に緊張感を持った生活様式に合わせた生活が必要ではないかというふうに思っておりますので、そういった生活に心がけていただくことがこの防止につながっていくのではないかと思っております。そして、町のほうでは7月1日から4回目のワクチン接種が始まります。対象となる方については、3回目の接種をして5か月以上経過している60歳以上の方々、そして18歳から59歳で基礎疾患のある方については、この7月1日からもう既に案内もされていると思っておりますが、そういったワクチン接種も含めて対策に取り組むことによって必ずやこのコロナの感染の収束

ということがなし得るように町としても努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 小久保隆光議員。

○3番 小久保隆光議員 ただいま町長のほうから細々とした対策、綿密な対策、そのお話を聞いてとてもうれしく思っております。7月1日から4回目のワクチンを打つということは重症にならないというふうなことで、皆さんに宣伝をしております。4回目のワクチンを打てば重症化しないで亡くなることはないというふうなことで、早く治るということです。それで3回目については、5歳以上とか60歳関係がございます。それから、18歳から59歳で基礎疾患がある人はぜひ打ってほしいというふうなことで、ワクチンを打ちますと、その感染症にかからないというふうな様子をお聞きしまして、安心しております。そして、やはり感染症、そういうふうなものがなくなるようにお話がございました。前回は一般質問の回答で感染拡大防止について努めているというふうなことで、今まで以上に注意をし、ウイルスを寄せつけない、先ほどお話がございましたが、ウイルスを寄せつけない環境、そして自らその感染防止対策というふうなこと、マスクをしたり、手洗いをしたり、うがいをしたり、自ら感染防止に十分に気をつけていく必要があるというふうなこと、いろいろなことの対策を町長からお話を聞きました。本当にありがとうございます。これを受けて、早く第7波を想定しながら感染症の収束、このコロナ対策、収束に向けてやるというふうなことが我々人類にとっては大変喜ばしいことです。経済関係もやはり逼迫しますので、早くコロナウイルス感染症対策、これが早く収束するというふうなことが必要かというふうに思っております。そういうふうなことをお願いしたいなというふうに思っております。

時間がまだ10分ですか、ありますけれども、これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時51分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時08分 再開〕

◇ 瀬山 登 議 員

○松村 潤議長 6番、瀬山登議員。

〔6番 瀬山 登議員登壇〕

○6番 瀬山 登議員 皆様、こんにちは。貴重な時間を私にお付き合いしていただきまして、ありがとうございます。議席番号6番、瀬山登です。通告に従いまして、ひょう害について関係事項の質問をさせていただきます。

まず、今回ひょう害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。現代まで大被害が少なかっ

たこの邑楽町に5月の末、天災によるひょう害で大変な被害が発生いたしました。地球温暖化の影響でしょうか、異常気象がもたらしたと思われる悪天候が強烈化し、5月27日金曜日の夜9時頃、篠塚、狸塚、赤堀地区に雷雨による30分以上の降ひょうで広範囲に大被害が発生いたしました。特に農産物被害が深刻で、収穫間近だった麦類や成育中の露地野菜がめちゃめちゃになり、販売農家では農業収入が激減した人が多く出たと思います。翌日は土曜日でしたので、役場関係は休みだったと思いますが、役場農政係の情報収集はいかがだったか、いち早く行動調査等をしたと思います。そのときの状況を担当課長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えします。

5月28日午前8時30分頃、私と大野農政係長で役場に集合し、邑楽館林農業協同組合館林地区農業指導センターと連絡を取り合いながら、邑楽町役場より南側の地域を中心に巡回をいたしました。邑楽町については長柄地区、特に国道354号沿線のひょう害がひどく、露地野菜、ナス、ニガウリ、トウモロコシ、キャベツなどについては生育期、収穫期であったため、枝折れ、落葉、穴あきなど甚大な被害がございました。また、麦類についても倒伏、脱粒、茎折れが広範囲にわたり発生している状況です。農業用施設につきましては、施設園芸等の被覆材の破損が2件、それと畜産関係施設の一部破損が2件ございました。農作物の被害農家数、面積、被害額につきましてはまだ把握できておりません。今後の調査で明らかになると思います。参考数値となりますが、令和4年度営農計画書では長柄地区の農家数は312戸、長柄地区の麦の作付面積数が286ヘクタール、それと農協のデータとなりますが、令和3年度の長柄地区の農協への野菜等の出荷者数が76名となっております。以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 今回答いただいた中に詳細にわたる被害状況がまだ把握されていないと申し述べたわけですが、ひょう害の日からもう10日以上が経過しています。やはりもっと敏速な行動を取っていただき、できたら面積と被害金額ぐらいは把握して、これからの農業振興に役立てる気持ちも必要ではないかと思います。農家に早く調査票でも作って回して把握することがこれからの対策につながると思いますので、もう少し早急な行動をお願いしたいと思います。

そして、今回販売農家が天災で被災されたときの救済策を聞きたいのですが、どのような救済策があるか、担当課長をお願いいたします。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

町独自の支援策ではございませんが、農作物等の被害に対し、県の群馬県農漁業災害対策特別措

置条例に合わせて町でも邑楽町農漁業災害対策特別措置条例がございます。現在災害の指定に向けて被害調査を進めております。災害指定になり、県が決定した補助の種類に対して補助金交付の基準要件を満たせば交付対象になりますが、そのための予算措置は必要となります。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 県農漁業災害特別措置条例とお聞きしましたけれども、それは広域な多分措置条例だと思いますので、町は町で独自に今回のような広範囲の被害に対して見舞い等考えなくてはならないのかなと思っています。また、今回被災された農地の農業共済の加入率はどのくらいあったか、また共済金の受け取り額はどのくらいか、農産物の品種や被害割合に状況が変わってくると思いますけれども、その金額等をお聞きしたいと思いますが、分かる範囲でお答えをお願いします。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

こちらに手元にあるのは麦の共済の加入率しかございませんので、そちらのほうを発表いたします。平成4年度に麦類を町内で作付した方が214名でございます。

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 すみません。令和4年度に町内で麦類の作付者は214名でございます。そのうち農業共済の麦共済に加入している方は100名でございます。麦共済加入率につきましては46.7%になります。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 農業共済に加入されていた方は共済から見舞金が出るというか、共済金が出ますけれども、されていない方は本当にゼロです。この加入率も今聞きますと麦類で半分以下、214名麦作って、100名では本当に低い。ですから、ほとんど被害を受けたままの人が多いということになります。

ちなみに、邑楽町は農業を推進しているわけですから、畑作地の調査も相当把握していなくてはならないのかなと思っています。役場農業振興課では毎年4月に減反の関係でしょうか、米の生産調整のため水田の調査はされています。どうして畑作地の活用調査はされないのか。農業に対し、農家の経営安定対策を考えれば、販売農家の作付品種、量などを把握しておく必要があるのではないかと思います。農業振興のためにも必要性を私は感じます。どのように今まで思ってきたか、なぜしていなかったのか、お聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

毎年4月に水田台帳ということで、田、陸田については、作物等把握しております。畑については、今時点で農業振興課で把握はしておりません。作物につきましては野菜ですと連作障害等が出ますので、その時期等も違ってきますので、把握がなかなか難しい点があったのかなと思います。今後こういう災害が起きたときにそういう誰が何を作っているということが分かれば、確かにもっと早く行動ができたのかなという思いもありますので、そこら辺は研究検討させていただきたいと思います。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 さて、町長にお伺いします。今回の被害農家に対し、邑楽町独自の対応策、見舞金等の考えはあるか、町長にお伺いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 今回の5月27日に気象災害ということでひょう害が発生したわけでもありますが、先ほど課長のほうからるる回答させていただきましたが、私も次の土曜日の日に新堀川沿線を中心に篠塚から赤堀まで現場を見てまいりました。特に狸塚、赤堀方面がひどかったかなというふうに思っているわけですが、しかしその被害程度ということは、先ほど課長が申し上げたように十分つまびらかに把握できていないということはそのとおりだというふうに思っています。と申しますのは、その降ひょうによってということが原因になるわけですが、今JA、それから、館林邑楽の協議会の中で十分それらについての対応を考えているということでもあります。したがって、これが一定の面積を超え、収量が3割なり大変減収ということになりますと、国、あるいは県の災害の認定にもなるだろうというふうに思っておりますが、しかし課長のほうから聞きますと、麦作については特に該当しないであろうというような話も聞いております。しかし、お尋ねの町の災害見舞金についてどう考えるかということですが、実は町のほうでは平成26年2月に大変雪害がありました。このときに、これはハウスということに限られるわけですが、見舞金をお贈りしたという経過もあります。したがって、そういった過去の例を考えれば、これからの被害の状況ということをつまびらかにすることによって、麦、それから野菜類等々について十分な調査をした中で、そういった見舞金の支給ということも考えていく必要があるだろうというふうに思っております。しかし、まだそこまでの状況が把握されておられませんので、今後その支給ということになれば要綱なり等を作成する中で対応して考えていきたいというふうに思っておりますので、これは前にもそういった事例がありますので、同じような公平感を持った形でのお見舞金ということは必要だというふうに思っております。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 町長は先ほど被害の状況が把握できていないからということもちらっと言いました。ですから、先ほど言ったとおり被害の金額を早く知る、それに基づいてやはり農家の援助、これも大切だなと思っています。早期な再建に役立ててもらうため、やはり見舞金を早く決めて、早く出したほうが効果もあると思いますので、周りの状況をよく見てとか、他の町村のを見てとかはあまり考えないほうがいいのではないかと。やはり邑楽町独自のカラーがあってもすばらしいと私は考えます。こういう被害の救済のため、多分副町長とかも三役でお話すると思いますけれども、副町長に聞きますけれども、副町長としては被災の農家に対して見舞金等の考えはどうか、お答えをお願いします。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 先ほど町長のほうからも何らかの見舞金制度の創設も含めて考えていきたいというような回答があったところでございます。私も同じ考えであります。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 では、早急というか、早く決断を出していただき、農家が喜ぶような施策を考えてほしいと思います。

新聞報道によりますと、邑楽町のひょう害よりも群馬県の西毛地区、高崎市、藤岡市方面のほうがもっと被害が大きく、6月2日夕方にはゴルフボール大のひょうが降り、甚大な被害が報告されています。下校中の通学生が軽いけがを負ったとか、小中学校の校舎の窓ガラスが割れたり、邑楽町の被害と比べものにならないほど大被害が発生していますが、高崎市では販売農家1人に3万円の見舞金を決めたようでございます。また、今日の新聞によりますと、追加措置として農業用施設が被災した場合、規模に応じて3万円、5万円、10万円の追加支給の方針も明らかにしたというふうに載っています。そういう観点から邑楽町では去年も米農家は米の流通販売価格が低迷したため、収入金額が大変減って苦勞している、そこへ来てまたひょう害で大変踏んだり蹴ったりの被害ですので、それを考えた場合早急に被害者にはしていただかなくてはならないかなと思っています。

さらに町長に求めますが、もしできる場合にはいつ頃共済というか、見舞金が出せるか、決断はあまり遅くならないほうがいいと思いますので、早い時期の決断ができるか、回答をお願い申し上げます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ご意見のとおりだというふうに思っております。しかし、先ほど課長が申し上げましたけれども、やはり今農家の栽培作物というものが年々変わってきつつあるわけです。過去のように米麦中心ですとか、あるいは野菜専門にやるとかということであれば把握の仕方も十分早くできるとは思いますけれども、しかし先ほどの農業共済の話ではありませんけれども、裏作等について、

表作もそうですけれども、1筆方式から全筆方式に変わってきている、加えて青色申告者に対しての収入金の収入保険制度も変わってきているということになりますと、そういった分類が非常に細やかになっているという状況もありますから、課長のほうから把握になかなか時間がかかるという、私はそのとおりだというふうに思っております。以前のように栽培したものについての申告等が出されていれば、それに基づいて把握ができるということもあるのですが、しかし先ほど課長の答弁がありました、特に南地区の被害ということであり、そして栽培面積、それから栽培作物についても回答させていただきましたが、そういったことも当然JAなり、あるいは関係する機関との調整も含めて対応していかなければなりませんので、先ほどお答えしたような結果なのですが、しかしその見舞金を支給するということになれば、言われるように遅いよりも早いほうがいいということではありますが、そういった状況が把握でき次第支給する方向で考えていく、そのように思っております。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 そういふ今の回答ですけれども、結局畑作地の作物の面積がよく分からない、把握していなかったということですので、それは今まで農業振興課の農家に対する調査というのですか、やはり面倒の見方が少し甘かったわけです。本来なら農家のために作付した面積、収量を公表して、農家をもっと生産量を増やそうとか、少なくしようとか、やはりその参考の資料にもなるので、農業振興課でしたらもう少しそういう野菜等の作付を毎年調査して、もっと増やしても価格の低迷にはつながりませんよとか、公表していく必要もあったのではないかと考えています。ですから、町が今回調査しても分からないというのは町が責任を今まで持っていなかった、調査をしていなかったのが悪いので、至急ぐるぐる回って大体の把握ぐらいはして、早い決断が必要だと思います。それについてどうお考えでしょうか。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

確かに瀬山議員の言うとおり、そこら辺が足りなかった部分があるかと思えます。また、農協と連携を取りまして、今後より一層農家のためになるように努力をしていきたいと考えております。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほど課長のほうから作付面積ですとかという具体的な数値が回答の中にあっただかと思うのですけれども、特に裏作の作付面積については286ヘクタール、それから長柄地区での野菜の出荷者という方については76名の方がおられるというような具体的な数字まで、これはあくまでも農協へ出荷した、あるいは町で把握したデータによるものなのです。ですから、先ほど議員のほうから農業振興課のほうでそういうことについて十分な指導がなっていないのではないかとこの

とについては、担当のほうではそういう部分についてはきちっと把握をしていると。しかし、その栽培をした方のひょう被害に対しての被害の度合いというのは、これはまた非常に難しいものがあるという、その辺のところが非常に悩ましい点かなというふうに思っているわけです。したがって、例えば野菜一例を挙げればキャベツ等については、全くもう出荷できないような状況のものもありました。ですから、そういうことを一つ一つ把握する中で、どのように評価をして、その見舞金をどうするかということに位置づけていくわけですので、ちょっと時間がかかる、あるいはそれに対しての対応はちょっとずれるというふうなお答えをしているわけですが、そういったことも今後十分注意して、今課長が答弁されたように早い段階でそういったことについては精査するということもお答えしていますので、ぜひ私のほうから質問に対して大変申し訳ない部分もあったかと思えますけれども、担当のほうも本当に日夜努力をしてやっけていただいておりますので、ご理解いただければありがたく思っております。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 お答えによりますと、JAを通して出荷したものは分かる、個人的に作付して契約栽培したものについては分からないということで数字が出ないという話です。その両方を一気に引き受けて把握しているのが行政の農政係ではないかと思っています。ですから、JA頼りでは、JAがなかったら何もできないってなってしまう。農家としては独立してJAを頼らず頑張って農業収入を得ようとしている人はこれからやる気がある、本当に農業としての姿だと思しますので、やはり行政は農協ばかり頼らないで、農家を中心に考えるのだから、農家のことを中心にいろいろ調査、あるいはデータを提供するような努力もしていかななくてはならないと思います。農業振興課長に聞きますけれども、そういうことを今後考える必要があると思いますが、どう思いますか。

○松村 潤議長 吉田農業振興課長。

〔吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○吉田享史農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

瀬山議員のおっしゃるとおり、そこら辺が足りなかった部分があったかと思えます。そちらについてはまた努力していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 農業振興としてこれからも農家の方が一生懸命農地を利用していろんな作物ができるように、またその作ったものも把握して情報を提供できるように町として、農政係として考えていただきたいと思えます。

それから、地球温暖化のため異常気象が引き起こす天災による、農業に限らずいろいろな被害がこれから多発するおそれがあると私は思います。そのときに備えて町独自の支援見舞金をすぐ出せるよう基金を新設すべきだと思いますが、現在その見舞い制度についてはどのようになっているかお聞きしたいと思います。もしあったらお聞きして、なかったら今後その見舞金等を出せる基金等

も考えているかお聞きします。

○松村 潤議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 答えをいたします。

邑楽町災害見舞金の交付というものがございます。こちら町民が受けます家屋並びに身体被害に対して町が見舞金を支給するというものであります。これをもって再興に資するものということになっております。こちらが具体的には災害によりまして住宅、附属屋が全壊した場合、こちら見舞金としまして1世帯3万円の支給ということになっております。また、床上浸水があった場合ということですが、こちらは1万円以内の支給、先ほども以内の支給ということですが、また不幸にして死者が出る場合というものも考えられると思っておりますけれども、その場合は1人当たり3万円以内の支給ということになっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 町民が災害を受けたとき、いち早く町のトップがお見舞いすることで良好な行政関係につながると思うので、今後今言った3万円とか1万円ではちょっと低いなと思っておりますので、やはり今の額にふさわしい額に変更して、基金等を備える考えはあるかどうか、町長はどう思うのか、お答えをお願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 これは災害の程度といたしますか、災害の状況によってやはり考慮する必要が私はあるのだろうと思います。今総務課長のほうでお答えした部分については、大規模災害ですとか、そういうことでなくして、いわゆる一般的なのという言い方もおかしいのですが、そういう災害に対応したところの見舞金制度ということです。議員のご質問では今の状況に合わせた見舞金制度をつくるべきではないかということですが、さて、今の状況に合わせる金額はどれが一番ベストかということも当然考えられるわけです。ですから、大規模災害ですとか、大きな災害あつてはなりませんけれども、そういったことが発生した場合には今財政調整基金があります。この利用は経済的な状況の変化ですとか、あるいは今まさに質問いただいている災害等が発生した場合の状況に基金を充てるということも基金条例の中では十分可能でもありますので、金額についてはそのときの状況に応じて、それがまさに今の状況だというお話ですが、災害が発生した場合にはそういったことも十分考えた上で、これはいろんなご意見もいただく中で進めていくのが必要ではないかなと、そのように思っておりますので。安全な町と言われておりますけれども、いつ何どきそういった、まさに今気象庁のほうでも線状降水帯のことについて具体的な放送もあります。そういったことが発生をしてはこれは困りますけれども、そういったときにはどう対応していくというのは十

分今から考えていく必要はあるだろうと、このように思います。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 その災害に見合った額というふうな言い方もされましたけれども、さっき総務課長が申していました基金、1世帯当たり1万円とか3万円、これがいつ頃つくったのか。恐らくもう何年前だか分からないぐらい前の額ではないのかと思っています。物価は毎年毎年上昇しています。ですから、この見舞金は気持ちだとは思いますが、気持ちの重たさを表すのは金額の額にもよるけれども、今の生活状況を見た中での変更というのも考えていかななくてはならないかなと思っています。ですから、ぜひ見直しもしてみたいはかがでしょうか。どう思いますか。

○松村 潤議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えをいたします。

先ほどお答えした内容については、町独自の見舞金というものでありました。それとは別に県と町において支援金の支給というものが別にございます。こちらについては、またこれも住宅に対するものということです。全壊をした場合ということですが、仮に建替え購入等を考えた場合には300万円という支給になります。また、大規模半壊ですとか、規模によって250万円ですとか金額が変わってまいります。

以上でございます。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 今別にまた見舞い制度というか、再建の多額な資金供給があるというのを聞いて幾らか安心しました。これからまだまだ災害が多いと思いますので、それに対する見合った額等はいろいろ考えていただきたいと思います。

時間があるのでもう一つ付け加えて申し訳ないのですが、今回西毛で起きた高崎市、藤岡市方面の方は、通学時間の下校時間にひょうが降ったということで、九十何人の通学生が軽いけがをしたと。こちらでもその可能性が起きるので、教育委員会としては通学について適切な指導、判断をどのように行っているか。もし学校とかに通告、早く安全なところへ避難するだとかありましたら、指針を教えてくださいたいと思います。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

邑楽町におきましては、学校で一番気をつけているのは雷だと思うのですが、雷の発生状況につきましては雨雲レーダーとか、そういうものについてある程度は予測できるわけです。雷と、それからひょうについても同じような感じで来るとは思いますけれども、危険、下校して家に着くまでの時間を考えまして、やはりこれは無理だなという場合には学校へとどめおくような態勢は学校

独自でやっております。今回のひょうみみたいに長柄地区と、こちらでは差がありますので、そういった差も見極めながら学校独自で判断して留めてもらおうと。雪害、雪の場合、そういう場合につきましてはこれは学校と教育委員会等で相談をしまして、登下校の時間とか、そういうものについても調整するような運びになっております。

○松村 潤議長 瀬山登議員。

○6番 瀬山 登議員 雷というのは積乱雲が発生すると、結構早く私たちのところに到着します。発生が感じられたら早い広報活動をして、広報とかいろんな方法を使って無理をせずに子どもたちがけがもないように、また住民もけがしないようにこれからも配慮していただきたいと思います。そういうことによって、天災が人災にならないようになっていくのではないかなと思っています。今回もよく考えますと、防ぎようがなかったひょう、もう受けてから今度いつ来るか分からない。よくことわざにも私も今回思ったのですけれども、天災は忘れた頃にやってくる、本当にいいことわざがあります。ですから、被害に遭わないようにやっていかななくてはならないと思いますので、お互い気をつけて、また町もできる限り町民のために早い広報活動とかをお願いしたいと思います。今日はひょう害についていろいろお聞きしましたけれども、大変貴重な時間ありがとうございました。ご清聴ありがとうございました。これで終わります。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11時 55分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 零時 57分 再開〕

◇ 佐藤 富代 議員

○松村 潤議長 2番、佐藤富代議員。

〔2番 佐藤富代議員登壇〕

○2番 佐藤富代議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、佐藤富代です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今日のテーマは児童生徒の自転車事故防止への取組です。どうぞよろしくお願いいたします。

中学生の通学マナーはよくなっていると感じます。様々な取組の結果であると思いますが、本当に自分の命は自分で守る交通マナーが身についているのでしょうか。中高生の自転車事故の現状は都道府県別ランキングでは群馬県は中学生、高校生ともに最下位です。ワーストであります。事故件数は減少傾向ですが、1万人当たりでは中学生は33件、高校生は109件です。しかも、これは6年連続最下位が続いております。その特徴としては、中高生ともに1年生の事故が最も多く、5月、6月が多い、事故の6割以上が出会い頭の衝突、場所は市町村道の交差点が半数以上、さらに死亡

事故の6割以上は頭部の損傷によるものです。また、近年では自転車事故の約2割は生徒が加害者になっているという現状です。一方、群馬県は1人当たりの自家用車数が全国1位、交通事故件数も全国2位です。この結果から、群馬県教育委員会はストップ！群馬の自転車事故と高校生へのキャンペーンを始めました。この現状を踏まえ、小中学校で行っている交通安全教育の有用性と今後の在り方、また子どもの命を守る通学路の整備について質問をさせていただきます。まず、小中学校における交通安全や自転車教室等の実施について担当課長に伺います。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えします。

小学校1年生では徒歩での通学、小学校3年生と中学校2年生では自転車に乗る視点で交通安全教室を実施します。中学校では全学年で4月に自転車点検指導を実施し、安全面の要求を満たした場合に自転車通学を許可する形を取っています。そのほか終業式では長期休暇を前に、また生徒指導としては随時交通安全指導を行います。交通安全教室では大泉警察署、交通指導員の協力により、小学生、中学生それぞれの行動範囲に合わせて徒歩、または自転車での注意点や危険箇所、自転車の運転技術など、基本的なことが身につくよう指導しています。

以上です。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。小学校、中学校においていろんな取組をなさっているということはよく分かりました。そうした取組に対して、各学校において実施したその内容、またその結果、そうしたものは評価されているのでしょうか。小学生は歩いて登校していきます。中学校で自転車通学に切り替わる、このことを考えると、小学6年生にもう一度中学校での自転車の安全な乗り方、そうしたものについての教育の場が必要ではないかと考えます。また、中学校から高校へ進学していく、そうした中において邑楽町から外へ非常に行動範囲が広がります。そういったものを受けて、中学生に対しては高校になったときの自転車の安全な乗り方、そういったことが前倒しというのでしょうか、学校に入ってから教育を初めて受けるという状況ではなくて、準備として小学校のときには中学校のことはこうですよというような情報提供をして、交通安全というようなこと、また中学校においても高校生になったらこんな行動範囲が広がる、そうした中での教育が必要ではないかなというふうに考えております。

次の質問に移らせていただきます。通学路に対する危険箇所の把握とその改善への取組について、学校からの報告書、通学路における安全点検は有効に活用されているのでしょうか、担当課長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

通学路の危険箇所につきましては、町の建設環境課、学校教育課、子ども支援課、総務課及び群馬県館林土木事務所、大泉警察署で呂楽町通学路交通安全推進会議を組織し、呂楽町通学路安全プログラムに基づき各小学校からの報告を基に把握を行っております。具体的には各小学校から通学路における安全点検についてという報告書を呂楽町教育委員会に提出していただき、通学路上の危険箇所とそれに対する改善策などの要望について具体的に確認しております。ご要望いただいた危険箇所や改善必要箇所の報告を基に通学路安全推進会議において点検が必要な箇所の抽出を行い、教育委員会、道路管理者、警察等で合同点検を実施しております。その結果から明らかとなりました対策必要箇所について、グリーンベルトや横断歩道設置のようなハード面での対策、交通規制、交通安全教育のようなソフト面での対策など箇所ごとに具体的な対応を検討し、改善を行っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。呂楽町のそういった一定のプロセスに沿って通学路安全推進会議と関係者の皆さんが集まって検討し改善にということで、ぜひ進めていただきたいというふうに感じました。ただ、1点感じておりますのは、ではそういう通学路の学校からの報告を受けての改善対策、地域からの要望もあるのでしょうか。あるいは担当部署が積極的にチェックをして改善をつなげているという、そうしたものがあればさらに見る視野が広がってくる、あるいは改善が計画的というか、前倒しでやっていけるのではないかなというふうに感じております。ただ、出された報告書を拝見させていただきますと、令和2年、3年の実績としまして計23件の検討課題が挙がっておりました。そして、それを年度内に改善できたものは16件、70%です。主には横断歩道のいわゆる白線の上書きとか、そうした内容が出ていました。また翌年に改善できたものは3件、13%。ですから80%ぐらいは年度内、あるいは翌年の早い時期に改善に進んでいるのではないかなというふうに、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに感じるところです。あと、進捗中というのが4件ありました。これは約17%あるのですけれども、報告書からすると同じものなのか、あるいは改善されないので、引き続き要望が出ているということかなとも感じますけれども、主な内容としては区画整理の必要なもの、そしてあるいは歩道の設置等、そういったものについてはおいおい検討していく、改善に進めていくという方向で進んでいるのかなというふうな受け止めました。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。子どもの交通安全教育、何といたしましても大人がその手本を示すことが最高の教育であると考えます。町民の交通マナー向上に向けた取組について担当課長に伺います。

○松村 潤議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えをいたします。

令和元年度までということでしたけれども、福祉センター寿荘におきまして、秋の交通安全運動の一環といたしまして、高齢者交通教室というものを実施してまいりました。この教室につきましては、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるということとともに、町民の交通安全意識の向上を図り、交通事故防止を併せて図るということを目的として行われてきたということでございます。コロナ禍において、2か年実施ができない状況というものはありました。この教室に参加をいただきました方には今後も交通事故に遭わない、また起こさないように気をつけていただくことをお願いしてきたということでございます。実施につきまして、今年度についても予定がございます。9月22日に実施する予定となっております。対象者として皆さんいらっしゃって、100名以上の方がいらっしゃればというようなことで考えております。

以上になります。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。確かに高齢者の事故は子どもに比較できないぐらい多く発生しておりますので、高齢者の安全教室等継続的に続けていただきたいというふうに思います。ただ、ここにちょっと耳寄りな情報があるのですが、横断歩道で車が止まってくれるランキングで第1位は長野県だそうです。その理由としまして、子どもの頃横断歩道で手を挙げれば車は止まってくれる、そして私たちはありがとうというか、安全に渡ることができたというその経験が大人になって横断歩道では止まる、それが当たり前になっているというような、そういったお話でした。いわゆる教育ということのいい循環がここにできているのではないかなというふうに感じます。ちなみに、群馬県はワーストでした。でも、最近邑楽町でも横断歩道で止まってくれる自動車に遭遇します。ぜひ広がるといいと思っております。また、中学校の先生のお話ですと、中学生が一生懸命整列して通学、自転車に乗っているのだけれども、ふと見ると大人が横からひゅいっと行ったり、あるいはあらっと思うような運転ぶりが確かに見えるのですよねという、そういったお話も聞いております。

では、次の質問に移らせていただきます。児童生徒の交通事故防止を目指した地域と町、そして学校がいかに連携して取り組んでいくか。これは言うまでもなくとても大切なこと、学校だけでできるものでもありませんし、行政の交通安全教室だけでできるものでもないというふうに考えています。そして、まず小学校における通学時の見守りの現状と課題について担当課長に伺います。

○松村 潤議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えします。

登校時にはPTAが毎日交代で危険箇所に立って見守っています。毎月1日の県民交通安全日、

春と秋の全国交通安全運動、夏と冬の県民交通安全運動の期間にはPTAと合わせて交通指導員や警察の見守りも行われます。そのほか地域ボランティアによる登下校時の見守りもしていただいております。地域ボランティアでは天候の影響などで急な下校時間の変更があったときの連絡がつきにくいことやボランティアの方々の高齢化が課題となっています。

以上です。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。小学生の通学に様々な方たちが関わって見守りをやっていただいているということがよく分かりました。ただ、高島小学校の先生との面談の中で、やはり今は保護者の送迎が多くなっている、そして放課後は学童保育所に通う子どもたちが半数以上であるということは、言い換えれば通学路を歩いて通う子どもたちはそんなに多くないのかな。通学を通して安全な態度というのでしょうか、そういったものを身につけるといのは比較的経験が少ないのかなというふうな気がします。スクールボランティアの皆さんも頑張っていて、とてもありがたいと思います。でも、今高齢化の問題が出ましたし、なかなか若い人たちが入ってくれないのよねというような、そういったことも聞いております。もし学校区内の地域住民が学校とつながる場があれば、もっと子どもの見守りに参加できるのではないかなというふうにも感じます。そのために学校だよりの配布とか、それから地域との懇談会、そうしたものの企画等が住民に児童の登下校に非常に興味を持ってもらって、では、自分たちもうちの前でもいいから見守りましょう、朝声をかけましょう、お帰りというような、そういった地域になっていくとすばらしいな、ぜひそうなれたらうれしいなというふうに思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。現在様々な取組をなさっているということはよく分かりました。そうしたことに対する安全教育としての評価と今後の取組についてお伺いしたいというふうに思います。今もちょっとお話ししましたけれども、小学生は歩いて登校する機会すら少ない現状です。そして、中学生になっていきなり自転車通学が始まる、邑楽中学校の先生のお話ですと、特に1年生、初期にはもうびかびかの自転車に乗って通学しているのだけれども、その自転車に慣れていないというか、運転操作、ブレーキ一つかけるタイミング、そうしたものもなかなか身につけられなくて、最初のうちはブレーキをかけたらずわで転んでしまったとか、あるいはというふうな、そんなエピソードもいっぱいありますということでした。そんな中で就学前から小学校、中学校と一貫した安全教育の構築、また邑楽町から巣立つ中学生は自分の命は自分で守るすべを身につけて、高校生活を安心して迎えるような教育プログラムの構築を提案したいというふうに思っておりますけれども、教育長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 ご質問ありがとうございます。卒業時に指導してきたことが評価できるというの

は非常に難しい問題があると思います。完璧なのは指導したことで一切事故がないというのが一番かと思います。ただ、そこまでいかないのが現状かなというふうに思います。また、小学生におきましては、通学班がありますけれども、ほとんどそれは登校のときだけかなというふうに思います。帰りに一斉下校というのがありますけれども、並ばせて帰らせると、半分以上はほとんど児童館のほうに行ってしまうと、まともにうちへ帰る子たちが非常に少ないということがあります。したがって、帰りの交差点に立っている黄色いチョッキを着たボランティアの方が一生懸命いるのですけれども、子どもたちが二、三人通ると終わってしまうというようなのが現状かなというふうに思います。帰る時間がなかなか一定しておらないというのも現状でありますので、そういうところも課題かなというふうに思っております。交通安全指導については、し過ぎることがないというぐらい、これは毎日やらなければいけないということだと思います。特に担任になった先生につきましては、朝よく学校へ来たね、そして帰るときには気をつけろよ、絶対に交通事故に遭うなよという指導も、これ毎日行っているのではないかなと思います。

それから、先ほど自転車の問題がありましたけれども、小学校におきましては、3年生で自転車の乗り方を先にやります。その後は保護者が同伴で徐々に乗る範囲を広げていくような形です。5年生、6年生になると自分の住んでいる地区よりもさらに外へ出られるような、6年生におきましては、自分の学区ぐらいいけるような範囲になってくると思います。徐々に徐々にではありますけれども、範囲が広がっていく。そして、中学校1年生になると真新しい自転車になりますけれども、これもやはりお金がかかりますから、学校指定の自転車って今はないと思いますけれども、通学用の自転車というのはしっかりしている自転車で、しかも1本足のスタンドではなくて、両足スタンドできちっと立つような形のものになりますけれども、要するに最低でも3年間は乗ってはいけないという自転車ですので、中学校1年生の体格に合ったものが金額的に無理をしまして大きなものを買ってしまうというような現状があるのかなというふうに思います。

また、自転車の指導につきまして中学校では部活動がありますので、部活動は大概遠いところでは館林市、明和町。板倉町まではなかなか行かないですけれども、その辺につきましては自転車で行くというのが現状かなというふうに思います。その際はただ行けではなくて、やはり学校の顧問としては取りあえず乗り方について絶対に並列の自転車の乗り方はするな、そういうような形でいろいろ指導してくれているようでございます。そこまでやってもなかなか交通事故というのは人がタイミングでぼおとしていたときに起きることが現状あると思いますので、そういった面も先進的に、先ほど議員が言ったように自分の身は自分で守るということ、これをいつも意識できるように繰り返し繰り返し指導していかなければいけないかなというふうに考えております。本当に6年間、中学校と高校の事故の割合が多いというのは危惧しなければいけないことですが、邑楽町の間人といましては、邑楽町はたまたま坂がないのです。坂がないというのは、坂道を乗ったことがあまりない子どもたちですので、ブレーキをかけるタイミングとか、そういうものも

口で言わなければ分からないような現状もありますので、そういったことを根気よくやっていかなければいけないというふうに思っております。回答になったかどうかは分かりませんが、またお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。事故を起こさないように、それをちゃんと身につけるといのは今お話のように本当にやってもやってもやり過ぎということもありませんし、それでも起こる場合がある。それが現実だというふうに思います。先日呂楽中学校を訪問させていただきました。今子どもたちの自転車通学に対して許可制というのでしょうか、きちんと自転車の点検、そしてヘルメットをちゃんと着用する、保険も今義務化されましたので、保険にもちゃんと入る、そうしたことを通して安全なそういった教育も一緒にやっておりますというお話でしたし、あわせて先生方も今のお話のようにしょっちゅう現場に出て生徒たちの交通指導に当たっている、本当にありがたいなというのをすごく感じました。ただ、先生方の本業って何なんだと、そして非常にオーバーワークになっている部分があるのではないかみたいなことも感じてまいりました。そういった安全教育をきちんとというのでしょうか、身につくように実施していく、それに向けて教育委員会ができること、あるいは役割、そうしたものについてはどのようにお考えでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 教育委員会の仕事ということでお答えさせていただきたいと思っております。

町の教育行政全般にわたりまして各課題を挙げまして、合議制によって決めていくという形だと思っております。交通安全につきましても話題に出たときには話をいたしまして、現状を報告するということでもしております。また、義務教育の立場だけではありませんので、教育委員会につきましても町民全てが対象になると思っておりますので、交通安全につきましても先ほど総務課長のほうからもありましたけれども、町の方を対象にした交通安全というのも学校を通してお母さん方をお願いするという立場もありますので、そういったところを全面的にバックアップしていこうかなというふうに考えております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。学校間の調整とか、あるいはこれから高校になって事故が多くなる、そうしたことを踏まえて中学校と高校の連携とか、そういったところも併せてやっていただいていると思っておりますけれども、一つやはり必要ではないかなと思うのは、教育委員会、学校だけでやる、あるいは行政の交通安全課がやるということだけではなくて、そういったものが連携して、そこにやはり地域を巻き込むことが必要ではないかなというふうに思います。いろんなところで地域を巻き込みながら子どもの安全を、登校を見守っていく、そうした仕組みができれば

とてもいいのではないかな。希望したいと思いますし、そのためのリーダーシップを教育委員会が取っていただきたい。各学校、校長先生等にお話聞きますと、一生懸命はやっていらっしゃる。でも、学校区がまとまってそういう方向にひとつ持っていきたいとか、あるいは協力を依頼したいとかというようなときにはなかなか高島小学校にも6区か7区の行政区があると思うのですけれども、そういった学校とその行政区が一緒になってやっていくというところまでは学校として非常に限界を感じるというようなお話もありましたので、そうしたところをリーダーシップ取っていただけると非常により進んでいくのではないかなというふうに感じております。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。次は、子どもの命を守る通学路の整備、その現状と課題について担当課長に伺います。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

町道の整備につきましては、状況の確認を行った上で改修の必要性について優先度の決定を行い、修繕を行っております。通学路の整備におきましても学校区や行政区などからいただいた要望を整理した上で実施している状況となりますので、計画的な実施を行うことは重要であると考えております。先般申し上げました呂楽町通学路安全推進会議は、通学路の安全に関わる機関が連携して情報の共有や様々な角度からの検討を実施できるため効果的に対策に取り組めるとは思われますが、反対に関係機関が複数あることで協議できる回数が限られてしまい、突発的な対策を行うには課題があると思われます。その点を改善するためにも日頃から各関係機関がそれぞれの立場で通学路の危険状況について目を光らせ、情報の共有を図っていくことが重要になると考えられます。各機関で得た情報について迅速に共有化を行い、隙間のない対策を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。先ほどもお話ししましたが、通学道の整備、そうしたものは70、80%近くは改善していただいているというのはとても実感しております。しかし、通学道の歩道整備、そうしたことについてはどの程度進んでいるのか非常に疑問を感じます。特に児童の安全通学のためには歩道の整備は欠かせないものではないかなというふうに感じております。先ほどの持ち越しの案件の中に歩道の設置であったり、あるいは横断歩道を新たに設置するとか、そういったことについては非常に大きな壁があるのだなというふうには感じております。町の取組に対しまして要望させていただきますと、通学道の白線とかグリーンベルトというのですか、ああしたところはやっぱり時間がたてば剥げてくる、そうしたところを何年間のスパンで前倒しできちんと整備していくというようなことも進めていただけると、見えないから直してくださいとい

う仕事ではなくて、先取りした計画的な仕事に進んでいけるのではないかなというふうに感じています。

また、子どもたちが安全に通学するためにはやっぱり自動車運転者がしっかりと守るという、そういう運転が出てこないといけないのではないかな。先ほどの横断歩道で止まるという、そうしたことが大切だと思いますけれども、自動車に注意を喚起するような、そういう見える化対策、そうしたものも進めていただければいいのかな。ここ学校ですよとか、ここは危ないところですよというような何か表示ができたらいいいのかな、情報が共有できればいいのかなというふうに思っております。

あと、これは担当課というよりも、今非常に児童生徒が少子化の中で少なくなってきていると思いますので、今ある通学道が本当に適切なのだろうかということも一つの検討課題ではないかな。私を感じるのは利便性、学校へより行きやすい道ということで決まっていることが多いのではないかなというふうに感じます。ということは、11区でもあちらから出るグループと、こちらから出るグループ、いや真ん中から学校へ行きますというふうな通学路があると思うのですが、そんなところをやはり利便性よりも安全性、そうしたものを考えて、少し遠回りになっても子どもたちがちゃんと決められた安全な通学道を利用する、町へはそうした安全な通学道をしっかりと整えていただきたいということをととても要望したい。今あるものを全て整えるというのは非常に大変なことだと思いますし、果たしてそれがいいかどうかということも考えなくてはいけない、少子化とか道路事情も変わってきていると思います。そうしたことを考えると、やはり検討の余地はあるのかなというふうに感じています。

次の質問に移らせていただきます。子どもの命を脅かすいじめとか虐待とか貧困等、今問題が山積しております。でも、邑楽町の最重点施策である子どもを産み育てやすい環境の整備、子育てするなら邑楽町、そうしたことを考えますと、大切な邑楽の宝である子どもたちの命を守る、そういった環境整備について、町長のビジョンを聞かせていただきたいと思います。あわせて、今日のテーマである通学道の安全な環境整備、安全な整備ということに対して町長の考えを聞かせてください。お願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 邑楽町の第6次総合計画の後期計画の中には今議員が言われましたような計画そのものが令和7年の最終目標年次を基としてこの計画がつくられているわけでもありまして、私はこの総合計画をいかにその計画どおりに進めていくということが大きな課題ではありますけれども、これを成就させることがこれからの邑楽町のまさに安心して生活ができる、そして町民の皆さんが毎日を元気に過ごすことができるまちづくりになるのではないかと、こんなふうに思っているわけですが、特に今議員のほうの指摘の中では子どもの命を守る安全な環境整備ということについては

様々な施策があります。その施策の中の一つとして安全な学校生活を行うための通学路の整備ということにつながるわけでもありますが、その整備をするためにそれぞれの担当が連携をして、通学路の安全対策のために施策を行っているところでもあります。町では平成24年4月以降全国で登下校途中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したということがあるわけでもありますがけれども、こういったことを受けて文部科学省のほうでは、この通学路の交通安全確保に関する通達を平成24年9月に通達が出されました。しかし、邑楽町はその前の平成24年6月に各小学校の通学路において関係機関と連携をした緊急合同会議を実施したと。この取組が平成26年3月に邑楽町の通学路安全推進協議会が組織化され、そして先ほどもお話がありましたけれども、邑楽町の通学路交通安全プログラムというのが策定をされております。これは先ほど課長のほうから詳細にわたって回答申し上げましたけれども、関係機関が連携をして、児童生徒が安全に通学ができるような通学路の安全確保を図っているということでもあります。令和3年度のプログラムに掲載された通学路の対策箇所では各小学校、中学校から出された箇所が13か所ほどありまして、それを受けてこれを関係機関と連携を取り、1つは警察、それから県の道路関係の土木事務所等々に連絡をした中で、ほぼ12か所ほどはその計画どおり実施をしていただいているというような実績もあります。ただ、1か所、国道122号線の十字路ですけれども、ここが道路の段差があるということで道路整備をしてからということで横断歩道の1か所がまだ未整備になっておりますけれども、こういったことも瞬時に行っていただくように今担当から申入れをしているところでもあります。したがって、こういったことを踏まえて児童生徒が安心して通学ができるような、そして地域の皆さんがそういった道路交通問題に対して意識を持っていただいて、安心なまちづくりということにつながっているわけでもありますので。先ほども地域の皆さんと共有をしてというふうなご質問がありましたが、私も全くそのとおりでというふうに思っております。ここで関係している方々が対応していただいても、まず利用する、あるいはその地域の皆さんとの連携を密にすることによって、そういった問題も自然的にも解消できるものというふうに思っておりますし、通学路に対しての測線ですか、グリーンベルトとかいうお話も出ましたけれども、そういうことも感じた方が自らこういったことになっているけれども、どうしたものだろうかというような提言もこの担当する課のほうにも投げいただければ、いち早くそういった改善にもつながっていくのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、ぜひ町としてのまちづくりもそうでありますけれども、児童生徒の安全安心、そして地域の皆さんが安心して生活ができるような、そういった環境整備というのはこれからも引き続いて力を入れて行ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 なかなか邑楽町だけで解決できる問題でもないと思いますので、安全な歩道の確保ということは非常に難しいかもしれませんが、今町長の言葉にありましたように、ぜひ前向きに積極的にいろんな場所と調整しながら進めていただきたいと思います。子どもの命、特に小学生を

守るのは今はやはり歩道の整備だというふうに考えています。また、中学生においては自転車通学という手段が出てきますので、その自転車通学を通して自分自身の安全意識とか、あるいは安全態度というのでしょうか、そういったことをすべをきっちり身につけて自分のこととして安全に通学できる、ぜひ保育園からというのでしょうか、未就学児からずっと小学校、中学校、そして高校につながるような教育プログラム、そうしたことを本当にお願ひ、実践をお願ひしたいというふうに思います。

邑楽町の児童生徒の自転車事故件数は、大泉警察署によりますと2020年は小学生が1件、そして中学生が3件、2021年は中学生2件でありました。死亡事故にならなくてよかった、重大な事故にならなくて本当によかったというふうに思いますけれども、しかしお話を聞いていますと、一步間違えば死亡事故、重大事故だったというふうに伺っております。また、これらの原因は一時停止、左右の確認不十分、そうしたことによって自転車でばっと飛び出していく、そうした辺りが原因となった事故だというふうに伺ってきました。やはりきちんと交通ルールを守る、止まる場所では止まる、行ってはいけないところは行かないという、そういったことが教育の中でも実施していただけるとありがたいし、警察官もお話しになりました。こういうことはやはり保護者、親がちゃんとしつけとして子どものときから身につけさせてもらわないと、今になって交通教室を開いたぐらいでは難しいですよって笑っていらっしゃいましたけれども、本当にそのとおりだと思います。私たち大人が、親がやはり子どもをきちんと安全に育てるということで、もう一度みんなで考え直さなければいけない、そういった時期に来ているのか。全てを学校任せ、全てを誰かさん任せという子育てではなくて、自分自身きちんと子どもを育てるということを自覚していかなければいけないのではないかなとこんな事例を通して感じました。

この大泉警察署による邑楽町の事故、でもこれは氷山の一角だと思います。出会い頭とか、あとは交差点ですか、そういったところで軽微な事故、警察沙汰にならない事故というのはいっぱい起きているのではないかと思うのです。ですから、そうしたものはどこでどのように把握して改善につなげることができるのか、ここのところが一つの事故防止へのキーワードではないかなと私も考えています。いつも医療事故を例に出してしまいますけれども、やはり大きな一人の患者の死亡事故を出さないためには、ハインリッヒの法則で言う1対3対30対300、私たちはこの300のちょっとした事故、ヒヤリ・ハット、あっ、これぐらいで済んでよかったとか、何もなくてよかったということはすごく体験しているのだと思うのです。この体験している300個のその体験がもうちょっと体験値というのでしょうか、そこから知恵を出してくる、安全を考えるというふうなところにつながっていけばさらにいいのではないかな。そこのところがこういった事故防止とか、あるいはって考えるときにとても大切なことではないかなというふうに私も経験を通してそのように今も思っております。

地域と町、そして学校が本気で取り組んでいただく安全教育と、それから通学道の整備、特に歩

道の整備、そうしたものでぜひ邑楽町の大切な子どもたちを守っていく、みんなで守っていくという、そういった体制になっていただきたいし、というか私たちみんなが一人一人がそこに参画してつくっていかなくてはいけないのではないかなと思います。先ほど話した、ただ通学路については、少子化、あるいはこれから学校の合併も出てくるかもしれません。いろいろ状況に合わせて見直し、検討、そうしたものも必要ではないかなというふうに思っております。そして、邑楽町の子どもたちは義務教育期間中に交通安全に対する基礎的な知識、技術、そして態度を身につけて夢のある輝かしい高校生活、そして今18歳が成人年齢です。そういったものに向けて羽ばたいていける、そういった安全な邑楽町の環境づくりというのがとても今求められているのではないかなと思います。事故に遭ってからでは遅いのです。前倒して義務教育の間にきちんと自分自身の安全、身の安全はどう守ればいいのか、そうした辺りを身につけていけるような教育計画をぜひ構築していただきたいというふうに思っております。

以上で一般質問終了させていただきます。皆さんそれぞれ丁寧に答えていただいてとても感謝しております。ありがとうございました。これで終了させていただきます。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時52分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時08分 再開〕

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○松村 潤議長 7番、松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 7番、松島茂喜でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきますと思いますが、天気の方も梅雨入りを関東甲信越地方もしたということで、非常に嫌な季節になってきました。町長、やっぱりこの季節はどうもすっきりしないといいましようか、天気が、答弁と同じだと困るので、すっきりした答弁をいただきたいなというふうに思うのですが、また今回も土砂条例違反と再発防止策についてということで質問させていただきたいと思っております。土砂条例違反に関してはこれで4回連続と。私も過去、1期目から数えますと45回ほど、今日で45回目に恐らくになるかと思うのですが、一般質問の登壇をさせていただいておりますが、過去に4回連続同じ項目で質問した事例がありません。これが初めてということ。何度か2回、3回までぐらいはあった項目もありましたが、4回というのはこれが初めてということ。それだけ町民の皆さんからも大きな問題としてのご指摘をいただいたり、当然議会内においてもこの問題については取り上げられてきたということもありましたので、必然的に4回目になったのかなと

いう思いもありますが、ただそれだけではなくて、町のほうの条例を管理する側の対応が果たして適正に今まで行われていたかどうかというところについては非常に疑問点が残るということだと思います。ですから、必然的に何度も質問させていただくような状況になったのかなというふうに思います。ただ、これがさすがにもう最後と、この項目については終わりにしたいという思いが私だけではなく、恐らく町長もそうだと思います。そういう状況であるならば、やはり梅雨空ではなくてしっかり快晴、天気であればすばつと晴れたような、そういった答弁をいただいて、終了したいと思っておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、質問に入りますが、まず流れといたしまして、これまでこの土砂条例違反に関連いたしまして、実際に起こってしまった違反事例、それに対して町がどんな対応を取ってきたか、そういった経過を踏まえた中で今後の再発防止策について議論をしたいというふうに思います。まずはこれまでの経過についてお伺いをしますが、平成15年にこの土砂条例が邑楽町の場合は制定されました。それ以後の平成26年3月に町のほうが初めて、これ金子町長が町長に就任された後ですけれども、確認されたということです。6件、7件ほどあったということでしたが、現在はその箇所については措置命令が出されていて、まだ現状でも原状回復がされていない、そういった状況になっていることだと思います。その箇所の部分についてまずお伺いしたいのですが、私の過去の一般質問で担当課長のほうから答弁をいただいた中では、17回ほど命令書を発出してきたと。しかし、町長は時効があることは知っていたけれども、刑事罰については、3年だということを知らなかったとおっしゃいました。その間17回命令書を出したのですけれども、結局刑事罰については時効を迎えてしまいました。ただ、行政罰については時効がないということで生きているということだったと。それも後々に分かったということだったのでしょうけれども、そこはいずれにいたしましても、その刑事告発の時効を迎えるまでの間に文書による措置命令17回ほど出しましたけれども、この文書の中にしっかりと様式も条例に基づいたものであり、そこにその命令書の期限、措置命令期限、そういったものが記載をされていたのかどうか、その点について担当の課長でよろしいのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

平成26年6月9日から平成28年1月26日の間に発出した17回の文書を確認いたしましたところ、それぞれ期限が記載されておりました。

なお、様式につきましては規則に基づく様式ではございませんでした。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 期限は記載されていたけれども、様式に従ったものではなかったという課長

の答弁でございましたけれども、その期限を記載したのであれば、その期限が経過して、切れて、過ぎてしまって、当然次の段階に条例に基づけば行くはずですが、次の段階というのは、当然氏名公表ということです。これは様式に従ったものではなかったということなので、どこまでの記載がされていたかは私はちょっと分かりませんが、ただ措置命令書の中には当然その期限までに従えなかった場合においては、条例の第18条、事実の公表、またはその刑事罰の部分、時効内であれば、そこを適用するという記載が必ずされているはずですが、ですから、当然それに基づいて町長は次の段階に行かなければならないはずですが、17回もその時点で出していながらなぜ氏名公表まで結びつけられなかったのか。刑事罰については町長前にお答えしています。刑事罰のところは、3年という時効を知らなかったという、これもお粗末ですけれども、その部分ではなくて、私が今伺うのは、なぜ氏名公表をされなかったのですか。しっかり期限まで切ったにもかかわらず。当然その後、その期限内には収まらなかったわけですから。なぜそこで氏名公表という、条例に基づいた手続を町長のほうは取らなかったのか、その点について、これは町長に伺います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 当時の土砂条例の規定では、その案件が無許可で施工されたものということになっておりまして、その条例の規定に措置命令ということを出すことができなかったということでもあります。しかし、当時町の顧問弁護士と警察と協議を行って、そして文書による指導を繰り返して行ってきたということが今までの状況でもあります。したがって、なぜ措置命令が出せなかったという理由はそのような状況でもありますので、たまたま今度は令和3年12月にこの土砂条例の改正がありましたので、それ以降についてはこの事業の許可を受けずに事業を行った者と、それから事業の変更許可を受けずに事業を行った者に対してはということで制約あるものですから、その措置命令は行えなかったと、そういうことであります。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、それは恐らく間違っているのではないのでしょうか。条例の改正をしたのはこの間の12月議会ですよね。そこで、改正された部分というのは、あくまでも許可の基準の部分ですから。許可をするか否かの基準の部分だけを改正しているのです。無許可で盛土を行った者に対して取るべき対応は、改正前の条例と改正後の条例とでは何ら違いはありません。それをこういう、今おっしゃるといのはいかがなものかと思えます。理由にならないでしょう、それ。事実とは違うのだから。もう一回お願いします。そこ確認した上でお願いしたいのですけれども。隣の副町長が確認されていると思うので、聞いてみたらどうですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 大変失礼しました。冒頭回答申し上げましたけれども、当時の土砂条例の規定では

無許可で事業を行っていたということがありましたものですから、その条例の規定による措置命令を出すことはできなかったと。しかし、町の顧問弁護士、あるいは警察のほうにも連絡を、協議をして、そして文書による指導を繰り返してきたということでこの17回の部分についてありましたけれども、そういった形で措置命令を出さなかったと、そういうことでございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 それでは確認しますが、旧条例、条例改正前の条例では無許可で積んだものに関しては、条例に基づいた措置命令がちゃんと出せなかったということなのですね。そういうことでよろしいのですね。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 失礼しました。今担当のほうにその確認をいたしましたところ、その当時は2.5メートル、いわゆる施工基準、規則に基づいた2.5メートルということの状況であったので、その後は措置命令は出さなかったと、そのような経過でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 根本的に条例の認知度が私とはずれがあるので、町長、これを繰り返したら1時間終わってしまうので、私が伺ったことだけ答えていただきたいのですけれども、結局期限まで切ってあったわけです。その期限が切れたか切れないか、期限切っているのだから、分かるでしょう。期限切れた段階で何で氏名公表という次のステップに行かなかったのかという理由を聞いているのです。そもそも措置命令が条例に基づいたものだとか、基づかないものだとか、無許可によるものだったので出せなかったとか、そういう話を聞いているのではないのです。なぜ期限まで切ってあったにもかかわらず、その期限が過ぎても氏名公表という手続に行かなかったのかということです。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 その点については措置命令を出しました、そして条例規則にもとづく施工基準が2.5メートルということの基準がありますから、そこまでの高さがなかったということでその後の発出はしなかったと、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、よろしいですか。その盛土が2.5メートルを超えている、超えていない以前の問題として、無許可で積まれてしまっているのです。それは刑罰の中でも一番重たいではないですか。そうでしょう。それもそもそも無許可ですから。一番悪質な状況です。その後それが2.5メートルになろうが10メートルになろうが、それ以前の問題です。そういうことです。だから、氏名公表まで行かなかったなんてとんでもない理由です、それは。正直な話。その後経過とすれば、

当然措置命令期限を過ぎた今の箇所について違反事実の公表をしました、氏名まで。実際にしました。ただ、そこまでの間、それが何年かかっているのですか。刑事罰の時効を迎えたと思われる平成29年3月から実際に措置命令出したのが令和3年9月17日ですから、氏名公表したのはつい最近です。今年の3月31日でしょう。それだけ長い時間がずっとかかっていたということです。

一連の、そこまでの経過の中で、私なりに検証させていただきましたけれども、なぜそういう経過になってしまったかという理由が大きく4つあります。1つは、まずは違反事実の公表を先ほど議論しましたけれども、いつになってもしないということです。措置命令を期限切って17回も出したけれども、それに従わない者に対していつになってもその氏名公表をしないという抑止がまず働いていなかったということ。それから、先ほどのやり取りの中でも私申し上げましたが、これ失礼な言い方かもしれないですけども、条例の内容自体を管理している町長自身がはっきり熟知していなかったということがあったということ。それはどういうことかといえば、刑事罰について、まず時効が3年だということが知らなかったとご自身おっしゃいましたけれども、まずその点が1つ、逆に行政処分の部分については時効がないということも恐らくご存じなかったのではないですか。だから、ずっとそのまま放置されてしまったわけです。結局今申し上げましたけれども、2つ。

それから、3つ目です。3つ目は条例にない手続を行ってしまったということ。これは何かといえば、今現在まだ措置命令箇所が改善されていない状況でありますけれども、いまだに。期限を切った昨年12月24日、これまでにできなかったということです。無許可で積んだ場所の措置命令が履行されなかった。その後の対応を私は今申し上げています。条例には、その履行されなかった後、違反者に対して事業の計画書を提出させたと、そういう経過がありました。そんな手続は条例にはありません。条例にあるのは違反事実の公表だけです。まして、その措置命令書にも記載をして違反者に出しているわけですから。当然粛々とその手続を進めていくべきところ、残念ながらその条例には何ら決まりがない事業計画書なるものを提出させて、結果的には3か月その事実の公表が長引いたと、そういうことがありましたよね。だから、今言ったようなことが3つ目。

それから、手続上の途中で絡みましたが、これは農業振興課に関わる場所です。そこがたまたま措置命令箇所から搬入されている場所が中野地内の農地だったと。しかし、本来であれば当然一時転用の許可を取っていただくべきところ、農業振興課の職員が、誰だか知りませんが、その手続に来た相手方に対して、これは農地改良では駄目なのでちゃんと転用取ってくださいというような指導も行わなかったということで、現実的に違反転用が行われてしまったということ。これも条例、法律、ルールは違いますが、一連の流れでは行政側の対応がしっかりとされていなかったということが原因であろうかというふうに思います。今私のほうからも時間の都合がありましたので、一連の流れの中で町側、特に町長を中心とした対応が適正であったと私は言えないと思うのですけれども、その件に関して町長はどんな見解をお持ちなのでしょう。全て適正であったなら適正であった、間違いはなかったと自信持っておっしゃっていただきたいですし、そうでないのであ

れば、具体的にどの点が至らなかったのか、その点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公表をしてから3か月ほど経過をしたと。3月31日に氏名公表したわけでもありませんけれども、この公表しなかったという3か月間の期間については、9月17日に措置命令を出し、そして、12月24日の措置命令の期限までに原状回復ということはできておりませんでしたけれども、少なくとも当初出した、9月17日時点よりもその盛土の高さがいわゆる規則に定める2.5メートルより少なくなったと、盛土が少なくなったということ、言ってみれば改善が見られたということで、そういった経過を踏まえてなお一層その事業者に対しては原状回復まで実施していただけるものという形での考え方から3か月ほど過ぎてしまった。しかし、今計画書の提出の問題ですとか、これが条例に基づく担保に供するかしないかというお話もありましたけれども、いずれにしてもその盛土についての災害の危険性が少なくなっているというような判断の下に行ってきたということがあります。しかし、議員が言われますように条例に基づいて適正に行われてきたかということを考えてみると、やはりきちっとした対応するべきではなかったか。過ぎてしまったわけでもありますが、しかしこれからもそういったことについての状況というのはまさに原状回復にさせていただく状況をつくっていかなければなりませんので、これから適正な指導、そして適正な処方ということも考えていきたいと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 今のご答弁ですと、半分ぐらいは認めて半分は認めなかったというような、中途半端なご答弁でしたけれども、もし仮に町長がおっしゃったように毅然とした対応をしていた、適正な対応をしていたということであるのだとしたら、既に再発の状況もないだろうと、同じような違反状況も生み出されていないだろうというふうに私は思うのです。現実はそのではないということです。これはさきの全員協議会の中でも町長のほうからご説明ございましたけれども、その措置命令を受けている箇所から搬入している土砂が中野地内の農地ということですが、その現場においてまた新たに違反行為が繰り返されているというご説明でした。その全員協議会がたしか5月27日の金曜日だったと思います。その時点でたしかご報告があったのが39回という回数でした。町が認知した違反件数が、新たにですよ。措置命令を行っている箇所以外の中野地内の農地です。ここだけで39回あったと、町が認知しているだけで。その辺を少し詳しくお伺いしたいと思います。この認知回数、また日がそこから何日かたちました。3か所別々に許可されてきたということだったと思いますけれども、3か所それぞれ何回ずつ違反件数の認知があったのか、またその合計、それから、その違反の内容について概要で結構ですので、課長のほうに数字をいただきたいと思いません。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

大字中野地内における土砂等を堆積した3か所につきまして、邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同施行規則、施工基準を遵守せず事業を行った内容として認知している回数につきまして、許可をした事業ごとに申し上げます。1件目の令和3年3月15日の許可事業につきましては、申請書記載の発生元と違う土砂の搬入、安全柵等の未設置、許可期限後における事業の実施がございました。違反行為の回数の認知につきましては数回程度ですが、行っております。

次に、2件目の令和3年8月19日付の許可事業につきましては、申請書記載の発生元と違う土砂の搬入、事業地に2か所の出入口の設置、安全柵の未設置、日曜、祝日の事業の実施、許可期限後における事業の実施がございました。これらの違反行為につきましては、事業着工時から現在に至るまでに30回確認しております。

次に、3件目の令和3年10月18日の許可事業につきましては、安全柵の未設置、日曜、祝日の事業の実施、許可期限後における事業の実施がございました。これらの違反行為につきましては、事業着工時から現在に至るまでに31回確認しております。なお、違反行為の2件目と3件目の確認につきましては、同日に確認を行っている日がございますので、重複している日があります。合計といたしまして、違反行為を認知した回数は55回でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 驚くべき数字と申し上げますか。あきれ数字と申し上げますか、何と言ったらよろしいのか分かりませんが、55回、町がその違反行為を認知した回数だけで55回。このうち当然口頭による指導をしてきたと思うのですけれども、その口頭による指導回数は何回あったのでしょうか。内訳については先ほどと同様ということでよろしく申し上げます。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

1件目の令和3年3月15日の許可につきまして、確認できた口頭により指導した回数は2回でございます。施工について完成時のかさ上げの高さが申請より高かったため、口頭により低くする指導を行いました。また、事業完了の報告の提出が遅れていたため速やかに提出するよう口頭により指導を行いました。

次に、2件目の令和3年8月19日の許可につきましては、確認できた口頭による指導回数は6回でございます。

次に、3件目の令和3年10月18日の許可につきましては、確認できた口頭による指導回数は9回でございます。

2件目と3件目の口頭による指導の内容につきましては、先ほど申し上げました違反行為を確認した内容についての改善指導でございます。口頭による指導を行った回数は、3か所の合計で17回でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 17回も口頭で指導を行ってきたということなのでしょうけれども、当然それで違反行為が収まったということであれば、それだけで問題ですけれども、何でそんな回数に至るまで口頭で指導を続けてきたのかということにも疑問がありますけれども、いずれにいたしましても条例に基づけば、当然文書による措置命令を出してしかるべきというふうに誰もが思うと思うのですけれども、その文書で措置命令を、今課長のほうから答弁いただいた違反行為に対して行った回数は何回だったのでしょうか。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

中野地区の3件の違反行為箇所につきましては、条例に基づく措置命令書の発出は行っておりません。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 合計55回、町が違反行為を認知し、そのうち17回口頭で指導を行った。その後文書による措置命令は出していない。なぜ町長、こういうことになってしまうのでしょうか。何回やると命令書が文書で出るのですか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 指導回数が大変な回数になっている、それにもこの指導を受けていただけなかったということを考えると、これは大変遺憾なことだというふうに思っておりますし、なぜ措置命令を出さなかったということを申し上げれば、その指導をしている期間の中で一定の改善が見られたということもあるわけです。その一定の改善ということになりますと、一つは条例の中では日曜、祭日は事業はしないと、あるいはまた出入口の箇所数も1か所にしてほしいということ、これも従っていただけたというようなこと、それから農地転用のことについても申請をしていただいたという経緯があるものですから、一定の成果、改善が見られたということで発出をしなかった。しかし、先ほど申し上げたように回数55回、また17回というような多くの指導をしているにもかかわらずそれに従っていただけなかったということは、これはその事業者についても適正な指導をしていかなければなりませんし、町としてもそういったことについては真摯に受け止めて、これからの対応を

していかなければいけないと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 一定の改善が見られたので、文書による措置命令を出さなかったと今おっしゃいました。一定の改善が見られたとおっしゃる前に、そもそも許可をした事業期間が切れている状況の中での操業というか、許可期間が切れていても事業を継続しているわけですから、それ無許可ということではないですか。町長が許可した事業期間が切れているわけでしょう。先ほど課長のほうからもそのようなお話があったような気がしましたけれども。全員協議会の中でおっしゃいましたよね。その部分については何か改善があったのですか。許可期限が切れてもずっと続けているのでしょうか。2か所目は、今年の令和3年12月24日で既に許可した事業期間が切れ、そして3か所目許可した部分については、今年の令和4年2月28日で切れているのです。事業期間が切れた後にどれだけの回数を認知しているのですか。直近までまだやっているでしょう。課長、もしその辺の数字が上がっているようだったらおっしゃっていただけますか。事業期間を経過し、切れている状態、すなわち無許可状態で事業を行った違反事例がどれぐらいの回数あったのか、そこを。私これ通告で詳しくそこまで申し上げませんでしたから、もし数字がなければ結構ですけれども、恐らく相当数あると思います。その部分についてはどうなのでしょう。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

先日の全員協議会の中で3月1日から確認している無許可での事業回数、これにつきましては2回目と3回目合わせて39回というご報告をさせていただいております。その後4日間状況は確認していますので、合計で43回、以上は確認、事業を行っていると思います。

以上でございます。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、お聞きになりましたか。43回ですって、無許可でやらせている回数が。それでさっき何ておっしゃいました。安全柵の未設置、休日の操業だとか、そういうものに改善が見られたので文書では出していない、そんな言い訳が通用するわけないでしょう、どう考えたって今の状況を考えれば。それで本当にいいのですか。全員協議会でも申し上げましたけれども、今後もし同じような事例が起きたときに幾ら違反行為しようが、事業の許可期限切れていてやっても文書1枚出てこないのであれば皆さんやりますよ、好き放題。どんどんあちこちに残土の山ができてしまう可能性もあるのではないですか。そういう状況をつくっていただきたいと思っている町民の方は誰もいません。ただ、町長の対応がこういう状況なら、恐らく繰り返されるのでしょうか。そういう状況をつくってもよろしいのですか、よろしくないですか、どちらなのでしょう。あまり突っ込んだことを聞くには時間が足りないのです、その辺の見解だけちょっとお伺いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 それはよいのか悪いのかということといえば、これは条例に基づいて事業を行っていただく、それを指導する、町の責任においてやっていくということになりますから、その指導が徹底して行えなかったということについては責任を感じております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 そういう行政側の指導が徹底して行えなかったということについては、これは申し訳なく思っているというふうなお話でございました。ただ、それで済む話ではないわけです。私の今回の質問のタイトルにもございますように当然再発防止をすること、その策を講じることが本来の最大の目的ですから。町長はそんなことはないと思いますが、違反者の氏名公表をホームページでしましたけれども、それで満足されたのでは困るのです。それで満足しているようでは終わりなのです。何の改善もなくそれで終わってしまうのです。同じようなことがいかに起こらないようにするべきかということを考え、措置を講じるのが当然町長の役割であり仕事であります。そうでなければ、不利益を被るのは町民の皆さんということですから。私はそここのところを中心に議論したかったのですが、ほぼほぼ何かいつもの答弁よりももっとひどかったですね。逃げ道を自分でつくるのだったら、もう少し大きな広い逃げ道つくってもらって、ずっと逃げてもらったほうがよかったのですけれども。残念ながら逃げたところが行き止まりで、結果的には先ほどのおっしゃったようなご答弁をする羽目になってしまったということでしょう。

残念で致し方ないわけですが、そんなことを言っても前へ進みませんので、違反行為がそもそも繰り返されてしまった原因、今現在も繰り返されているわけですが、その原因はどこにあったのか。当然違反行為を行った方が一番それは悪いのでしょうか、違反行為に対する町の対応がここに至らなかったというところまで私も具体的に指摘をさせていただきました。当然町長もそれを踏まえて同じような気持ちでいらっしゃるのか、それとも違う考え方を持っていていらっしゃるのか、その辺がまだはっきりしていませんので、その原因について何でこういうことが起こってしまったのか、原因について町長はどうお考えなのでしょう。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 繰り返し違反行為が行われているということを考えれば、これは私は条例ということとは町の責任において守っていただくような指導をしていかなければなりません。しかし、その事業者がその条例に従っていただけなかった、いわゆる遵守をしていただけなかったということも一つあると思います。しかし、そうはいつでも町の適正な指導が行き渡らなかったということを考えれば、これはこれからまさにこの条例の不備といいますか、条例について十分検討を加えた中で改正といいますか、直していかなければならないのかなと、こんなふうに思っております、繰り返

しているということについては担当もそれぞれその責任において指導はしてきたのですが、結果としてそういう形になっているということをお考え、これから町のほうでも適正な対応を取っていくということに尽きるかなと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、条例をつくったり管理したり、もちろん議会でもそれはつくりますけれども、管理しているのは町長です。町長側が当然条例を遵守しなければならない、熟知してなおかつ遵守しなければならない、これは当たり前のことです。もちろんその条例に関わる事業を行う人も違反行為がないように守るのは当たり前ですが、町長自身がその条例を熟知せず、またそれに従った措置命令も出さなければ、結局何の抑止も働かないから同じことが繰り返されているというのが今の状況なのです。分かりますか、そこ。全てが違反行為をやっている方の責任ではないのです。ちゃんと条例に基づいた手続、措置を行う権限を持っているのは町長ただ一人です。そこで、判断が条例に基づいてどう判断するかというのは町長の裁量に現在は委ねられているような条例になっています。その条例のどこをどういうふうに具体的に改正をし、または要らないものは撤廃し、新設するなら新設し、当然それは具体的に素案が出来上がっている時期に私はもう既に来ているというふうに思っています。というのは国のほうの動きもわかりでございますが、盛土規制法が熱海市の土砂災害を受けて参議院で全会一致で可決されました。これがまだ最近、5月20日でした。約1年以内にそれが施行運用されていくということですが、その間に都道府県知事が今度は特例地域のその地域の指定をするという権限を持ちますので、その地域の指定をするための、要するに基礎となるガイドラインを今各省庁で作成をして、それを県に下ろすという作業等もあるので、約1年見てはいるわけですが、その間果たして、私たちのこの邑楽町には現行の土砂条例しかないわけですが、土砂に関しては、約1年間空白の時間が今の状況のままできてしまいます。当然今ある条例を具体的にどこを改正し、どういうふうにするによって今後再発防止が図られるという理解でいらっしゃるのか、具体的な部分についてお答えをいただきたいと思っております。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 具体的な再発防止策ということですが、私はただいま申し上げたように邑楽町の土地土砂条例を遵守していただくということに尽きるわけですが、しかし条例に従っていただけないという状況もあります。今議員のほうから国の関係のお話もありましたが、私は盛土条例だけでなく、単なる泥を捨てる行為ですとか、一時的な堆積について町として危険な盛土の抑制を強化していけるような条例整備、基準の見直しということは早急に研究していかなくてはいけないと思っております。前の一般質問の中でも、これは塩井議員のほうからですか、環境基本条例の制定についての一般質問がありました。また、この町の土砂条例の改正については今議員が言われましたように、国においては危険な盛土の規制を強化することを目的とした宅地造成等規制法の一部を改正す

る法律がおっしゃられた令和4年5月20日に成立をしたということでもあります。この法律では盛土等の安全性の確保と許可基準に沿って安全策が行われているかですとか、施工状況の定期的な報告や施工中の中間検査など厳密に実施するということが予定されているようです。まさにこういうことを行うことによって、今までご質問をいただきましたけれども、その経過という中できちっとした整理といいますか、きちっとした指導ができるというふうになると思っております。加えて、罰則についてもその措置が抑止力として十分機能するよう無許可行為や命令違反等に対する懲罰刑、罰金刑が条例による罰則の上限より高い水準に強化されているというような法律になっているようでもあります。しかし、議員が言われますように群馬県、これらの区域指定というのは知事が行うわけでもありますので、この地域が危険区域に指定されるかどうかということもあるわけですが、私は熱海市の大変な事故がありましたけれども、ああいった急峻な丘陵地といいますか、危険性が起きる可能性ということと比較をすると、この邑楽町についてはまだ安全性が保たれているだろうと思っておりますが、その区域外から除外された場合でも町の土砂条例についての改正といいますか、これは今申し上げたような形で条例の整備、基準の見直しというのは行っていきたいというふうに思っています。これがこれから1年後に施行ということになっておりますから、今心配されましたその期限までにどうかということもありますが、今担当課長のほうには環境基本条例も含め、そして邑楽町の土砂条例についてもきちっとした形で条例が整備できるように指示してありますので、この点については今までいろんな形で違反行為が繰り返されてきましたけれども、私はそういったことの整備をすることによって抑止力が働いていく、そういうことが起きないように指導をしていく、そのように考えておりますので、またその節は議員の皆さんをはじめ、町民の皆さんにご理解をいただく中で制定をしていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 町長、今おっしゃったような条例の改正も必要だろうというお話でしたけれども、具体的にどこをどうというところまでの話は言及されなかったということでありました。現実的にこういったものを立ち上げよう、また条例をつくったりですとか、改正したりですとか、非常に時間がかかるのがこれは行政のお仕事ということかなというふうに思います。私は、早急とおっしゃいましたので、9月議会にはその改正案が上程され、当然可決に向けてこれは進んでいくものというふうに理解をしておりますが、そういった理解をさせていただいてよろしいか、よろしくないか、時間がないのでイエスかノーかだけお答えください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 これは国の法律の内容も十分承知をしていかなければなりませんし、県の条例のほうにも抵触する、そうでない部分もあると思いますので、そういうことも精査をした中で、9月というお話ですが、できるだけそのときまでにできるように努めていきたいと。もしそれが12月とい

うことになった場合は大変申し訳ありませんけれども、いずれにしても国、県の条例等、法律等も十分理解をして邑楽町に合った条例をつくっていくということになりますので、そのようなご理解を賜りたいと、こんなふうに思います。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 やはり悠長ですよ。9月まで3か月もあるのです。現在ある条例を改正するという方向性で進んでいくのだとしたら、3か月あれば十分でしょう。それをもしできなければ12月なんて曖昧というか、いつもそうなのですけれども、はっきりおっしゃっていただけないというのが非常に残念です。その仕事量を考えたらあつという間ですよ、町長、そんなの。私は、既にどこの条文をどういうふうに改正すれば再発防止ができるのかということまで全部研究してあります。私のほうからそれ申し上げます。よろしいですか。先ほど来議論してきました、その町側の対応をもう少し、町側の対応ですよ、要するに措置命令を出したり、刑事罰に処するということになれば、当然刑事告発という手続もありますけれども、そういった町長が段階を踏んで口頭で行う、書面で行う、氏名の公表をする、なお従わなければ刑事告発、しかし刑事告発は3年という時効がありますから、当然どんなに頑張っても2年以内にはそこまでの手続を、その前の段階の氏名公表までの段階の手続を終えなければなりません。しかし、現行では当然それが町長の裁量に委ねられているということです。要するに刑事告発しなければならないとか、措置命令を出さなければならないとかいう義務づけではなく、出すことができるということになっています。だから、町長は出さないだけです。どっちでもいいのですから。出しても出さなくても。自らそこに強制力を持たせるといことです。自ら自分を戒めるといことです。条例の中で自分が取るべき、町長が取るべき手続を義務づけしてしまえばいいのです。それも期間内に。時効が切れる前に。そうすればスムーズに行きますよ。条例に従って手続取るのですから。取らなければならないということであれば。そこまで今回は強くやはり条例の条文を改正していかなければ恐らく収まらないでしょうね。何回も同じことが繰り返されます。

そういった話を、私はたまたま産業福祉常任委員会の所管ですので。先日塩井委員長ともその件でお話をさせていただきました。本来であればこの条例をつくったのは行政、町側ですから、町側が当然今の状況に合わせて条例改正をして、議会に提案をして、議会でそれを審議してもらう、これは当然の流れです。しかし、今私が申し上げたことだとすると、逆になりますから。行政がなかなか改正案を出してこない、手を打たない、もう限界が来ているのです、これだけ違反行為が繰り返されているのですから。それがあんなら議会のほうで発議で改正案を提出させていただいて、それを可決していくという方法しかありません。私はそういう方向で今後進んでいきたいというふうに考えています。恐らく9月議会までには私のみならずほかの方も納得するような内容の条例の改正案は出てこないでしょう。私はそういうふうに思っています。それで出てくれば結構なお話ですが。

それからもう一つ、群馬県知事がその区域を指定する、そういうお話もございました。ここはちょうどそのハザードマップにおきまして、これほかの町村と比べるとまだまだ少し安全地帯だとか、そういう状況にあるのかなと思います。何を基準に群馬県知事が指定するのかその点まで具体的なことは分かっておりませんが、邑楽町は除外される可能性も秘めています。そうなったときにどういう状況になるか。周りが厳しくなり、ここだけいわば無法地帯の状態になれば、当然運び込まれてくる可能性も高くなる。そこに集まってしまうわけです。それでは困るのです。ですから、今から町長は町長として群馬県知事のほうに直接出向くなり電話なりなんなり、それは手段いろいろですけれども、その辺の今邑楽町の状況をつまびらかに報告していただいて、これだけの違反事例がうちの町では起こってしまっていると、そういうことも含めて報告して、ぜひその区域に指定してくれるようお願いしていただいたらいかがでしょうか。そういったことも町長のお仕事かと思えますけれども、1分しかないので、30秒残してください。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 繰り返しになりますけれども、先ほども区域外という形の指定になった場合という話もさせていただきましたが、環境基本条例、あるいはこの土砂条例については邑楽町に適合した条例として作り上げていくということを申し上げましたが、そのような考え方で進めていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 邑楽町に適合した形で考えていきたい、もう既に考え方がまとまっていて、ここで示せる状況というのが当たり前のことです。全てが一步踏み出すのが遅いのです。そういう状況を改善してもらいながら進めていただかないと再発防止にはならないのかなというふうに思います。前から言っているとおり行政と、それから議会のほう、これ一体となって協力して一つのことを進めていくのが当然ですから、そういったことを踏まえればやはりもう少し簡潔明瞭な答弁がいただければよかったかなというふうに思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日8日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

[午後 3時09分 散会]